

九州女子大学
人間科学部 人間発達学科 人間発達学専攻

令和2年度 一般推薦入学試験
技能特待生入学試験
小論文

九州女子大学 人間科学部 人間発達学科 人間発達学専攻

令和2年度 一般推薦入学試験・技能特待生入学試験

小論文 試験問題

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

東京都教委は6月20日、都立高校をはじめとする都立学校でスマートフォン（スマホ）などの持ち込みを認める方針を示した。児童・生徒の登下校時や災害時の安全確保と併せて学習指導にも活用できるようにし、各校で校長が判断するよう求めている。市区町村立学校については各教委に判断を委ねる。

都教委はこれまで、平成21年1月に文科省に先駆けて出した通知「子供の携帯電話の利用に係る取組について」を基に、都内の公立小・中学校だけでなく、都立高校でも校内への持ち込みを禁止してきた。都立特別支援学校では、児童・生徒の実態に応じて各学校が判断すると定めた。

一方、文科省は同月の通知で、高校に対して「校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべき」とした。持ち込みについては各校や地域の実態を踏まえて「禁止することも考えられる」と言及。都教委は文科省よりも厳しいルールを設定してきた。

しかし、児童・生徒を巡る環境は当時から大きく変化している。都教委が30年度に実施した調査で、都立高校や中等教育学校後期課程の生徒のスマホの利用率は97.3%に上った。都立高10校を研究指定校として、個人の情報通信端末を教育活動に活用する「BYOD (Bring Your Own Device)」の実践も30年度から進めている。

都教委は「学校の授業」や「登下校時の安全確保や災害時の安否確認」にスマホなどの活用が有効とし、校内への持ち込みを一律に禁止してきた方針を改める。既に各校へ今後、基本とすべき新たな方針を示した通知を出したという。

想定している情報通信端末はスマホや携帯電話の他、タブレットやパソコンも含む。都立高校や都立中等教育学校、都立中学校、都立特別支援学校では校長の判断の下、持ち込みや使用を認める。各区市町村の小・中学校などに関しては各教委へ判断を求める。

学校での携帯電話やスマホの取り扱いについて、3月にガイドラインを公表した大阪府教委は小・中学校に関して、市町村ごとに扱いを再検討するよう求めている。府としては、持ち込みの目的を登下校中の安全確保に限定し、所持を「一部解除」とした。

(中略)

文科省も5月に有識者会議を設置し、検討を始めた。大阪府教委のガイドラインを参考に、登下校中の緊急時の連絡手段として活用する視点を第一に議論を進めている。

6月20日に開催された第2回会議では、「携帯電話」の範囲や定義の案を事務局が提示し、おおむね了承された。「ガラケー」と呼ばれるフィーチャーフォンやスマホ、子ども向け携帯電話の三つとし、タブレット端末は含めていない。BYODについても今回の議論から外すこととした。

出典:「都教委 スマホ持ち込み 容認方針 一律禁止改め 授業で活用も」より、『日本教育新聞』(2019年7月1日付)

問 本文の記事を適宜参考にしながら、スマートフォン(スマホ)の教育活用と課題について述べ、適切なスマートフォン(スマホ)教育のありかたと学校教育の役割について、あなたの考えを800字以内で具体的に述べなさい。

九州女子大学 人間科学部 人間発達学科 人間発達学専攻
令和2年度 一般推薦入学試験・技能特待生入学試験
小論文 解答用紙

受 験 番 号	氏 名

横書き

	5	10	15	20	25	
						100
						200
						300
						400
						500
						600
						700
						800

得	点

メモ用紙

(※このメモ用紙はお持ち帰りください)

横書き

	5	10	15	20	25	
						100
						200
						300
						400
						500
						600
						700
						800